

# 防災まちづくり方針 作成の手引き



## 防災まちづくり方針作成の手引き【第3版】

発行：さいたま市 都市局 都市計画部 都市総務課 政策係

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

TEL：048-829-1394 FAX：048-829-1979

1.はじめに	1
2.防災まちづくり方針作成の進め方	2
3.防災まちづくり方針作成の手順	3
作成の手順①：『防災』の視点でまちの現状を把握しよう	3
作成の手順②：防災まちづくりの方向性を検討しよう	5
作成の手順③：防災まちづくり方針を作成しよう	7
4.防災まちづくり方針を実践しよう	13

この冊子は500部作成し、1部あたりの印刷経費は515円です。(令和3年度 さいたま市防災都市づくり計画推進業務のうち、印刷に要した費用です。)

さいたま市

## 1. はじめに

地域における災害に備えるまちづくりを進めていくためには、地域のみなさんがまちの防災を意識すること、また行政だけでなく地域のみなさんと協力しながら取り組むことが大切です。

この取組を進めていく上で、防災について一緒に考え、地域全体での防災力を高めていくため、次の計画の策定や方針の作成を推進しています。

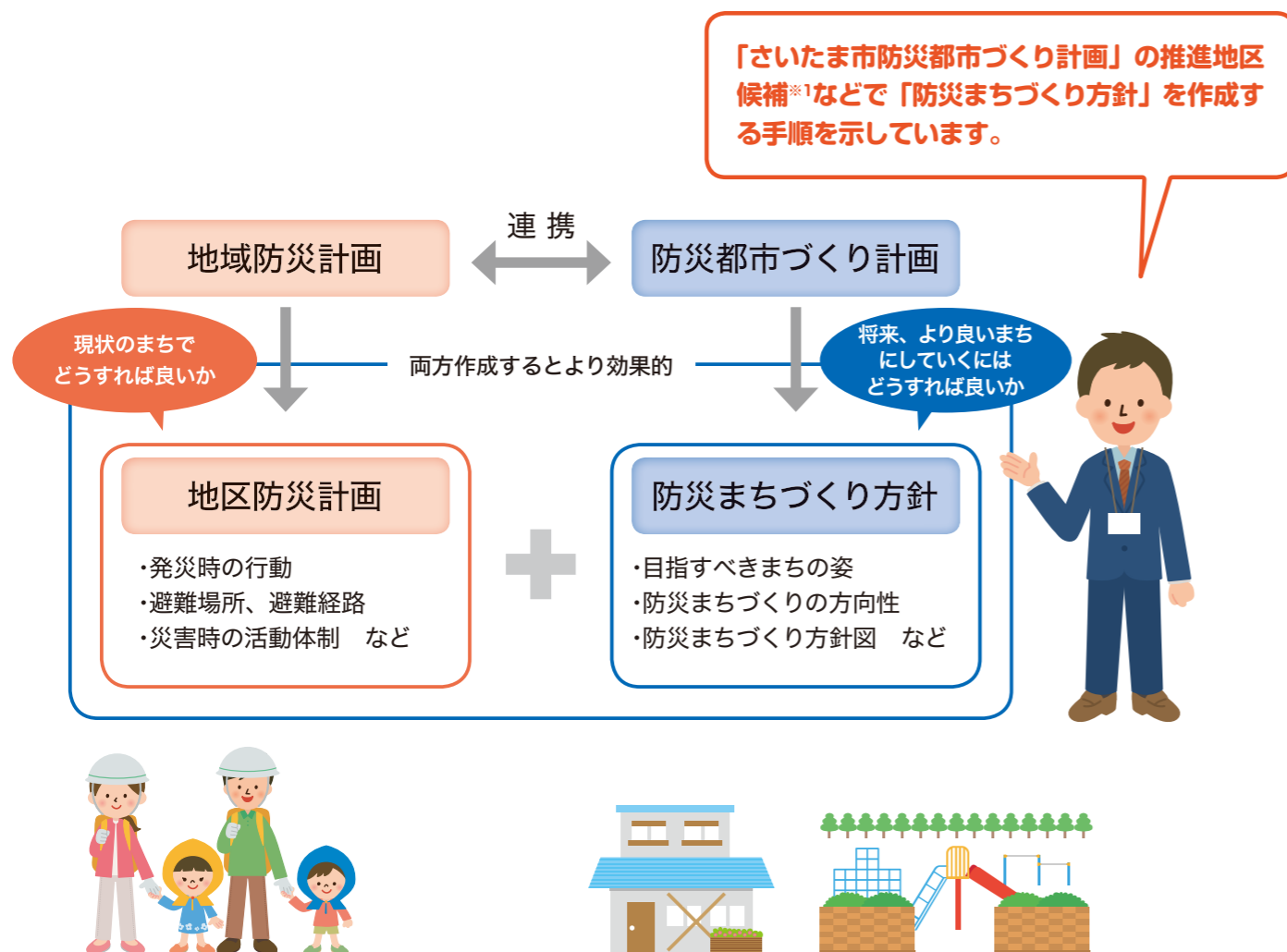
●「さいたま市地域防災計画」では、災害が起きた場合に地域のみなさんが助け合い、行動するための「地区防災計画」の策定を推進

●「さいたま市防災都市づくり計画」では、災害時の避難や応急活動を円滑にし、災害時の危険性を減少させる空間づくりや住環境をより良くするための「防災まちづくり方針」の作成を推進

「地区防災計画」と「防災まちづくり方針」の両方の取組を進めていくことで、より効果的な防災まちづくりの実践につなげることができます。

この手引きでは、まちの防災を見直し、より安全で住みやすいまちにしていけるため、「防災まちづくり方針」を地域のみなさんが主体となって作成するための手順などについて示しています。

### ■「地区防災計画」と「防災まちづくり方針」との関係性



(※1)さいたま市防災都市づくり計画において、地震に伴う大規模な延焼拡大の危険性(延焼リスク)と道路が閉塞することなどにより避難できない危険性(避難困難リスク)が重なり、重点的かつ優先的に対策を講じる必要がある地区を「推進地区候補」としている。

## 2. 防災まちづくり方針作成の進め方

まず、災害時におけるまちの危険性などといった、まちの現状を把握してみましょう。

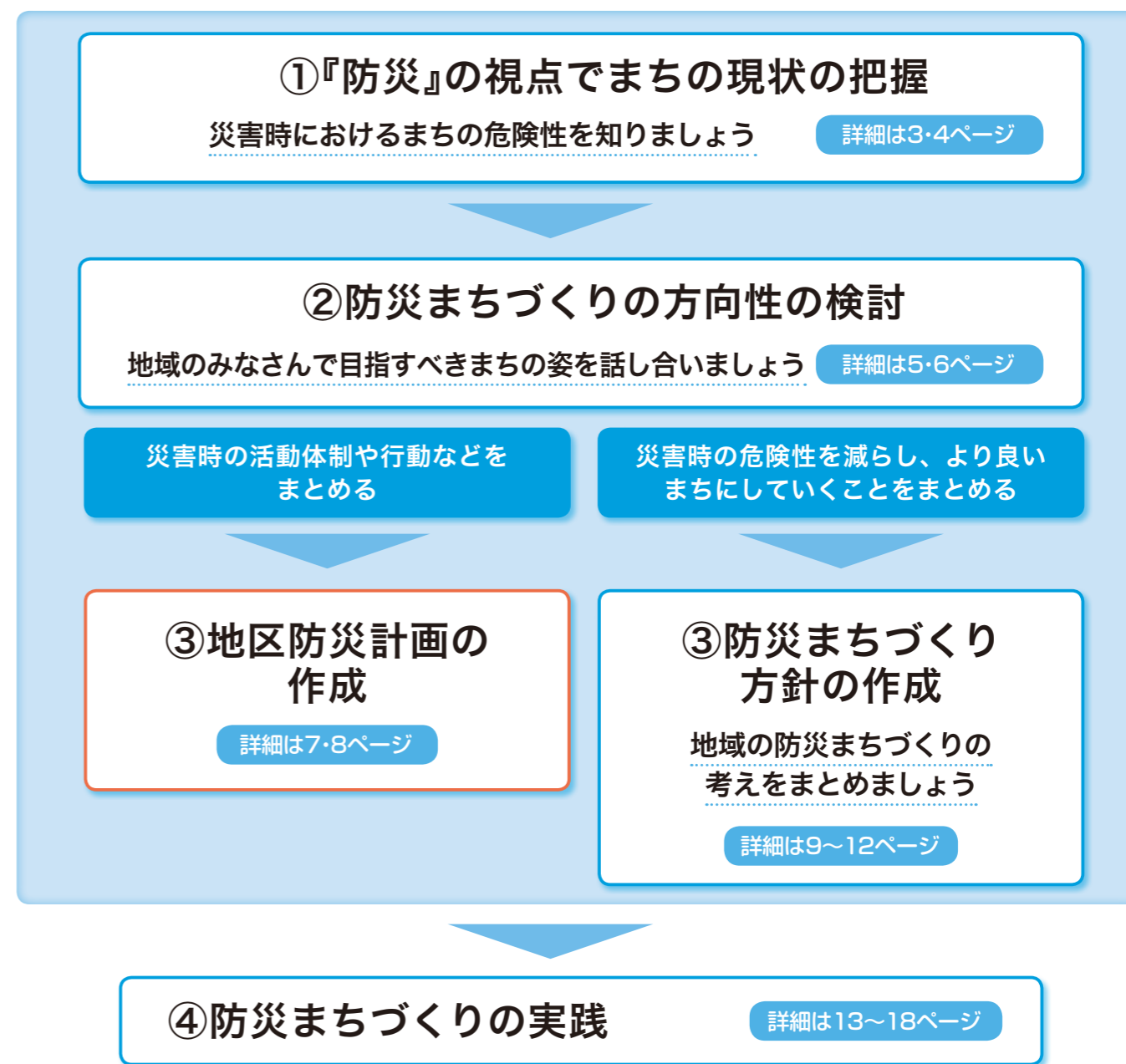
次に、地域のみなさんで目指すべきまちの姿を話し合いながら、防災まちづくりの方向性を検討します。

そして防災まちづくりの考えをまとめた、「防災まちづくり方針」を作成しましょう。

防災まちづくり方針を作成することで、地域のみなさんが同じ方向を向いて災害に備えるまちづくりに取り組むことができます。

なお、防災まちづくりの方向性の検討を踏まえて、地区防災計画を作成・更新することができます。

### ■「防災まちづくり方針」作成までの手順



### 3. 防災まちづくり方針作成の手順 【作成の手順①】『防災』の視点でまちの現状を把握しよう

所要日数→約半日

防災まちづくり方針を作成するためには、まず最初に住んでいるまちのことを知ることが大切です。まずは、まちの抱えている問題や持っている魅力を整理しましょう。

まち歩きや現状を地図にまとめる作業について、市が支援します。「まちづくり専門家派遣制度」が利用できます。詳細はP17



#### 1 『防災』の視点でまちを歩いて「良いところ」「気になるところ」を見つける

地図を片手に、みなさんでまちを歩き、気が付いたことをどんどん地図に書き込みましょう。普段とは違ういろんな見方でまちを見てみると、いろんなまちの姿が見えてきます。

<普段とは違う見方>

**防災★**  
災害発生時に危険そうな場所は？  
避難ルートは安全？

**道路★**  
道幅は狭い？  
消防車が通り抜けできる？  
大雨の時どこが浸水する？

**建物★**  
どんな建物が多い？  
家が密集している？

**交通**  
歩行者・自転車にとって安全？  
利用者が多いのはどの道？

**オープンスペース・空地★**  
緑はどこに残ってる？  
オープンスペース・空き地はどこ？

**人口・世帯**  
どんな年代の人が多い？  
どんな世帯構成が多い？

**歴史**  
昔はどんなまちだった？  
今はどうなっている？

★は『防災まちづくり』を考えるうえで重要です

#### 2 みなさんでまちの問題や魅力を地図上に記入する

まち歩きで地図に書き込んだ内容を付箋に書いて、大きい地図に貼り付けながら発表し合ひましょう。そして、まちの抱える問題や魅力を整理しましょう。

「この場所が…」という意見は、地図の該当する箇所に付箋を貼り付けましょう。

<凡例>  
 - 〇〇〇〇会区域  
 - 指定緊急避難場所  
 - 推進地区候補



問題があると思ったところに○を付けたり、魅力だと感じることを地図に書き込みましょう。

### 3. 防災まちづくり方針作成の手順 【作成の手順②】防災まちづくりの方向性を検討しよう

所要日数→約半日

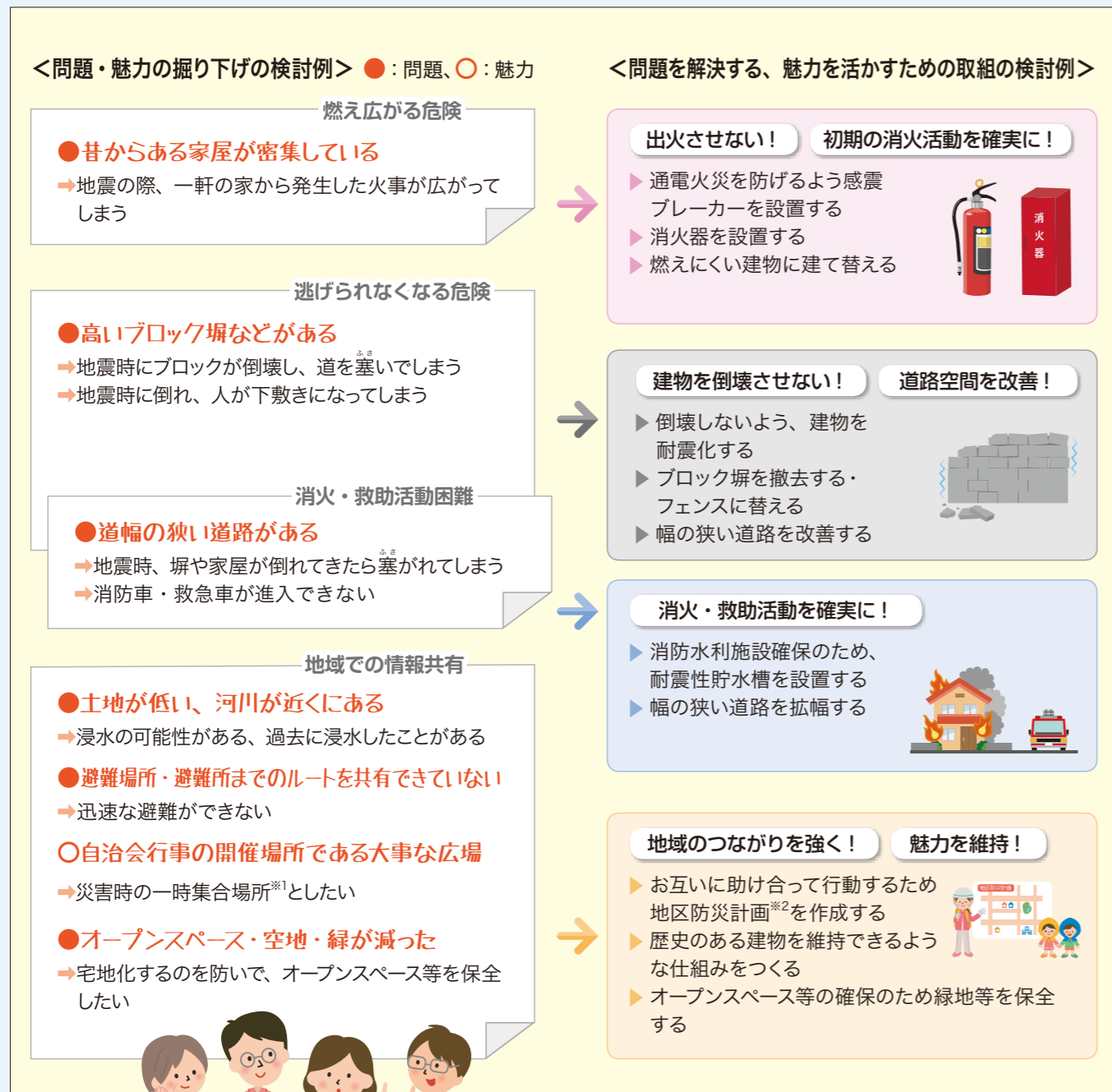
【作成の手順①】で『防災』の視点からまちの問題や魅力を把握できたら、次は、目指すべきまちの姿と防災まちづくりの方向性について話し合しましょう。



発表し合った内容は、まち歩きに参加した人だけでなく、集会での説明や回覧物を発行するなど、地域全体の理解を得るようにしましょう。「まちづくり支援補助金」が利用できます。詳細はP17

#### 1 まちの問題、魅力をみなさんで掘り下げて考える

地図上にまとめた、まちの問題や魅力をもう一度見てみましょう。一つ一つ掘り下げてみると、問題を解決し、目指すべき姿に近づくための取組がおのずと浮かんできます。



#### 2 みなさんで掘り下げた考えを地図上に記入する

【作成の手順①】で作成したまちの問題や魅力を記入した地図上の付箋に、'目指すべきまちの姿に近づくための取組'を書き入れましょう。ここで挙げられた取組が、防災まちづくりの方向性です。



(※1) 地域の自主防災組織等が、災害時に自主的に参集し、その後、最寄りの指定避難所に誘導する、といった防災活動を開始するための場所  
 (※2) 地域の人命・財産を守るための助け合い(共助)について、地域住民が自発的に定める防災活動計画

地区防災計画と防災まちづくり方針を一緒に作成しましょう。

さいたま市地区防災計画策定の手引きを参考にしましょう。  
作成については、防災アドバイザーの支援が可能ですので、  
詳細は、各区役所総務課までお問合せ下さい。



災害種別(地震・風水害)に合った  
避難経路を作成しましょう。



## 地区防災計画

令和〇年〇月 〇〇自主防災組織

### 発災時の行動

- 地震時、台風(浸水)時を想定して
- ・地震の時、誰が、どこで、何をするか。
  - ・風水害の時、誰が、どこで、何をするか。

発災直後から発災数時間後の地域活動などの  
全体の流れを作成しましょう。



### 指定緊急避難場所、一時集合場所

- 〇〇地区の指定緊急避難場所
- 〇〇地区の一時集合場所

事前に災害種別に合った指定緊急避難場  
所、地区で定めた一時集合場所などを周知  
しましょう。



### 災害時の活動体制

〇〇自主防災組織では、平常時及び災害時における役割分担を予め決めていきます。なお、役割以外  
でも各班と協力・連携し、臨機応変に措置を行ってください。

各班の役割分担表を作成しましょう。



### 要配慮者の支援

大規模災害時は、隣近所の安否を確認しましょう。特に一人暮らしの高齢者など要配慮者がいる家  
には積極的に声を掛けて安否を確認しましょう。  
そのためにも、日頃から地域で情報を共有しておくことが大切です。

災害が起こった時に逃げ遅れゼロにしましょう。

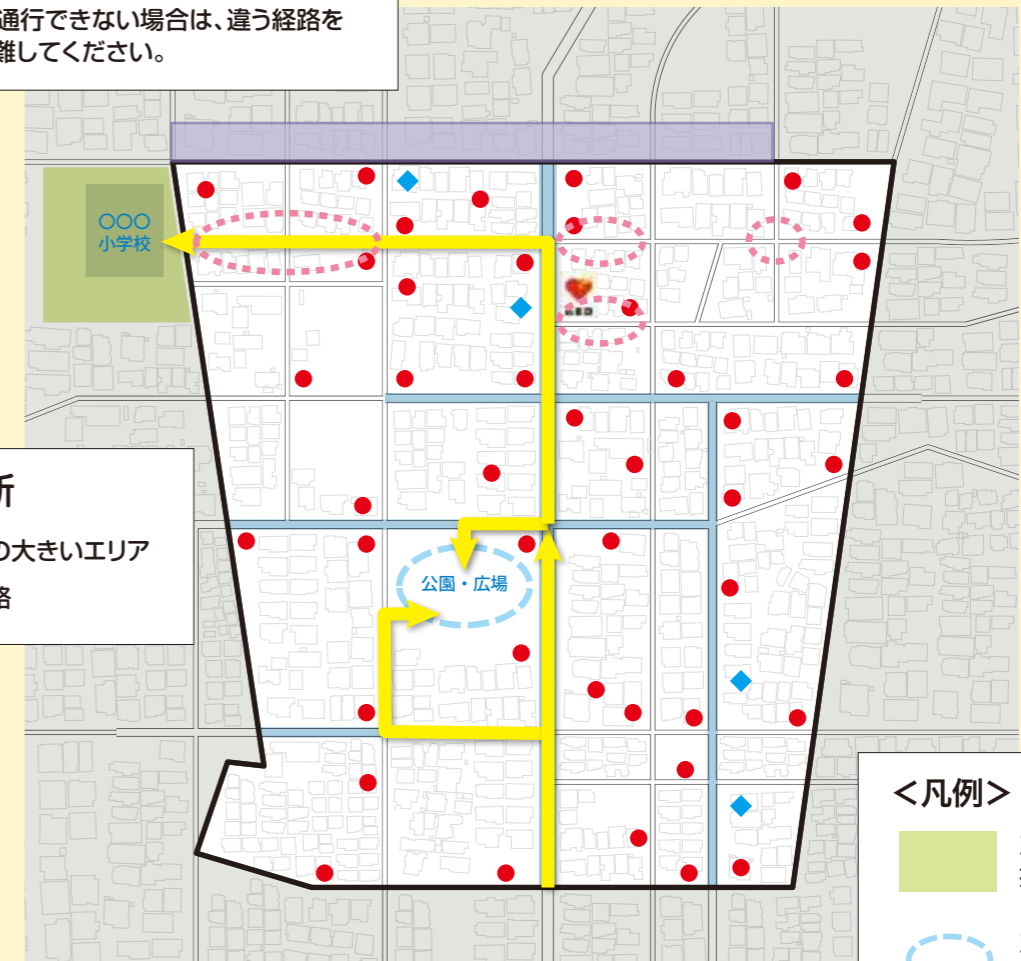


### 避難訓練の実施

防災まちづくり方針や作成した地区防災計画の内容に沿って、避難経路や役割を検証してみましょ  
う。  
検証により改善点を確認することで、防災まちづくり方針で取り組むべき課題や地区防災計画の内  
容などを見直していくことができます。

### 主要な避難経路

- ※災害時は、周囲の状況を確認し、安全な方向に  
避難してください。
- ※避難経路が通行できない場合は、違う経路を  
選択して避難してください。



### 危険箇所

- 高低差の大きいエリア
- ⦿ 狭い経路

### 家庭での備蓄、自主防災会・自治会等の備えの状況

大規模災害時には救援物資が届くまでにおおむね3日かかるといわれているため、家庭では食料や  
飲料水を多めに常備する(最低3日、できれば1週間分)など、生活に必要なものはできるだけ確保し  
ましょう。また、非常持出品は、家族構成を考えて用意し、避難時にすぐ取り出せる場所に保管し  
ておきましょう。

備蓄品の非常持出品チェックリストを作成しましょう。



【作成の手順②】で共有したまちの現状、目指すべきまちの姿、そして防災まちづくりの方向性を、防災まちづくり方針として記入しましょう。

# 〇〇〇防災まちづくり方針

令和〇年〇月 〇〇〇会

この内容に加えて地域の視点での特徴を自由に加えて記入すると、さらに独自性が出ます。

## はじめに

〇〇〇会の区域には、地震に伴う大規模な延焼拡大の危険性（延焼リスク）と道路が閉塞することなどにより避難できない危険性（避難困難リスク）を抱えている区域が存在することから、「さいたま市防災都市づくり計画」において防災まちづくりの「推進地区候補」とされています。また、雨の量が多い時は、雨水や河川の水位が高くなり、地域内で雨水が排水されず、浸水する可能性があります。

〇〇〇会では、これらの危険性を減らし、安全・安心な防災まちづくりを進めるため、〇〇〇会内の問題や魅力を把握し、目指すべきまちの姿とそれを実現するための取組を検討しました。

## まちの現状 —まちの抱えている問題、まちの持っている魅力—

まち歩きやアンケート調査、〇〇〇会メンバーによるワークショップを実施した結果、以下のようなまちの問題や魅力を把握しました。

●：問題、○：魅力

### ①昔からある家屋が密集

- 地震発生時、一軒の家から発生した火事が広がってしまう
- 地震発生時、わきの道路に家屋が倒壊し、道を塞いでしまう

### ②高いブロック塀などがある

- 地震時にブロックが倒壊し、道を塞いでしまう

### ③道幅の狭い道路がある

- 消防車・救急車が進入できない

### ④避難場所・避難所までのルートが共有できていない

- 災害発生時、逃げ遅れる人が出てくる可能性がある

### ⑤土地が低い、河川が近くにある

- 避難場所・避難所までのルートでハザードマップ浸水深〇m以上

### ⑥行事の開催場所である大事な広場

- 住民のつながりの場としてもっと活用したい
- オープンスペース、空地、緑がある
- 宅地化するのを防ぎ、緊急時の集合場所として



## 目指すべきまちの姿

- 安全・安心で住み続けられるまち
- 災害に強い、皆で助け合えるまち
- \_\_\_\_\_なまち

魅力を踏まえた目標もあれば記入しましょう。

## 防災まちづくりの方向性

- ①地震発生時に、家屋が倒壊して、道路が塞がれることのないよう、家屋の耐震化を促します。
- ②地震時に、道路が塞がれたり、人が下敷きにならないよう、危険なブロック塀の改善を目指します。
- ③平常時に消防車や救急車が進入でき、災害時に誰もが避難できるよう、安全な避難路の確保を目指します。
- ④地域のみなさんがスムーズに避難できるよう、地区防災計画を作成・更新します。
- ⑤雨水を宅地内で浸透させたり、道路側溝へスムーズに排水し、少しでも道路冠水を減らします。避難場所・避難所への円滑な避難を促します。
- ⑥綺麗な状態を維持するため、定期的に〇〇〇会で掃除します。緊急時の集合場所とします。

## 具体的な取組

- ①耐震診断、耐震化工事を個人が実施  
…木造住宅耐震診断員派遣事業と既存建築物耐震補強等助成事業を活用
- ②危険なブロック塀の除却  
…既存ブロック塀等改善事業を活用
- ③道路拡幅の工事  
…暮らしの道路整備事業へ申請
- ④地区防災計画の作成  
…住民が協力して、地区防災計画を作成・更新
- ⑤浸水への対応  
…地区内の雨水枡の設置を促す、道路側溝の点検・清掃  
…避難場所・避難所へ状況に応じた避難手順の確認
- ⑥定期掃除の実施  
…住民で話し合い、定期掃除する協力体制をつくる

P5.6で検討した具体的な取組を記入しましょう。さいたま市の支援制度を活用する取組であるのか、住民が協力して実施する取組なのか分かるように記入しましょう。



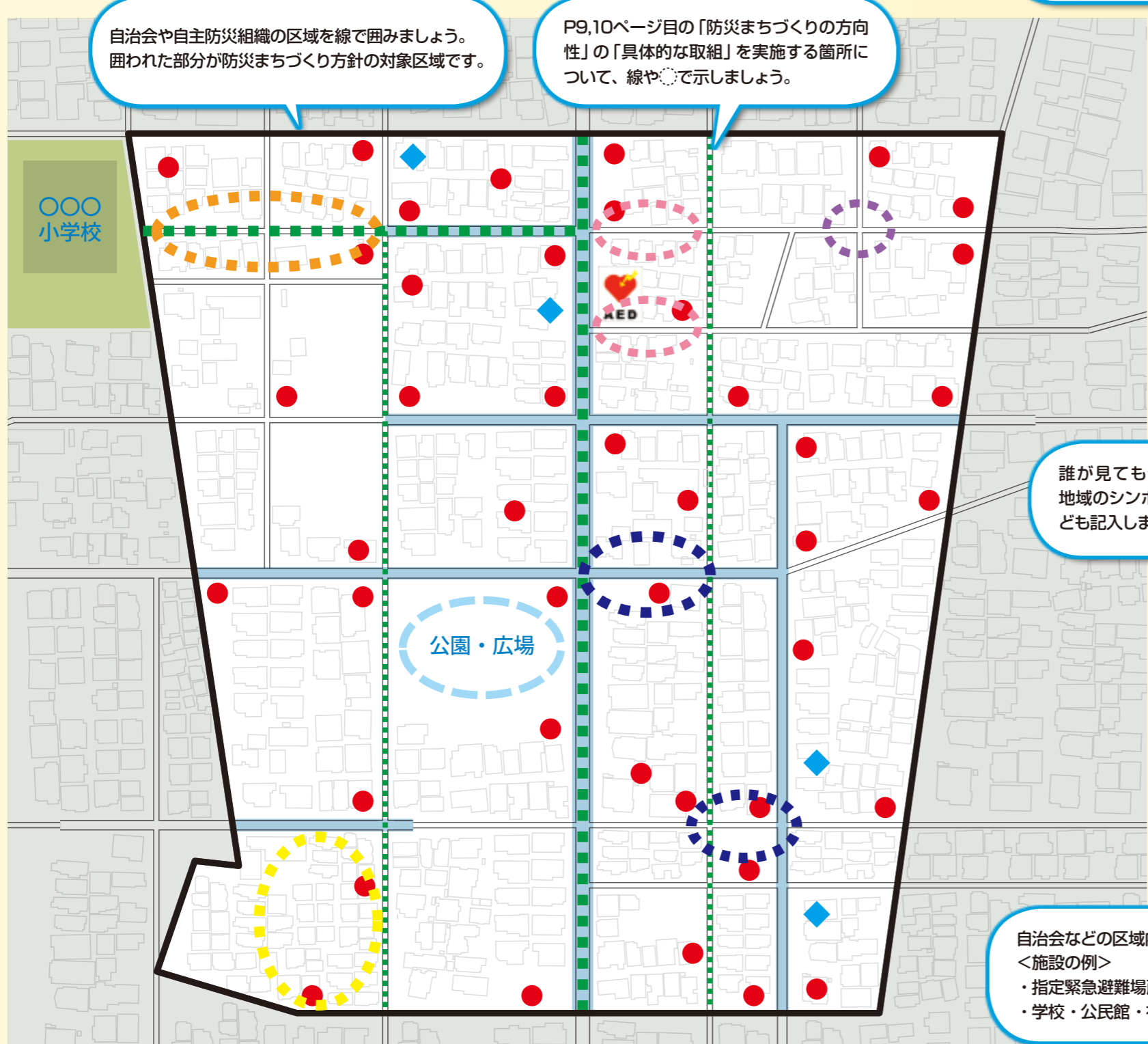
■作成 〇〇〇会  
代表者氏名

■主な作成者 〇〇〇〇  
〇〇〇〇

【作成の手順①②】で使用した地図と同じ地図を用意し、みなさんで目指すべきまちの姿に近づくための取組を実施したい場所を記入しましょう。  
そして、取組内容を「凡例」に記入すると完成です。

「こういう対策をしたい場所」といった書き方をすれば、防災まちづくりの方向性が視覚的に分かりやすく伝わります。

【防災まちづくり方針図(例)】



自治会や自主防災組織の区域を線で囲みましょう。囲われた部分が防災まちづくり方針の対象区域です。

P9,10ページ目の「防災まちづくりの方向性」の「具体的な取組」を実施する箇所について、線や○で示しましょう。

誰が見ても分かるように、地域のシンボリックな建物なども記入しましょう。

自治会などの区域内にある施設も地図に記入しましょう。  
＜施設の例＞  
・指定緊急避難場所・一時集合場所・公園・自治会館  
・学校・公民館・社寺・消火設備

＜凡例＞

- ■ ■ ■ 地区内の主要な避難経路として安全な道にしていきたい道路
- - - - - 主要な避難経路を補う道路として安全性を高めたい道路
- ○ ○ ○ ○ 緊急車両が通り抜けできるようにしたい箇所
- ○ ○ ○ ○ 道幅が狭いので安全性を高めたい道路
- ○ ○ ○ ○ 安全性を高めたい交差点
- ○ ○ ○ ○ 地震時に崩れる可能性があるため改善したいブロック塀
- ○ ○ ○ ○ 昔からある家屋が密集しているため耐震化に取り組みたいエリア
- 災害時の指定緊急避難場所
- 災害時の一時集合場所
- 幅員4m以上の道路
- 消火器
- ◆ 井戸

## 4. 防災まちづくり方針を実践しよう

～まちづくりを支援する さいたま市の制度のご紹介～

防災まちづくり方針を作成した後、目指すべきまちの姿を実現させるため、防災まちづくりの取組を実践してみましょう。

さいたま市では、まちづくりを支援するための制度を用意しています。防災まちづくりの方向性に応じて、下記の地図を参考に積極的に市の制度を活用しましょう。



## 住宅などの建物を地震に強くしたい

旧耐震建築物は、地震により、倒壊する危険性があります。

そのような危険性を低減させるためにも、地震に備えて建物を補強、建て替えると安心です。

その際に要件を満たすと活用できる制度をご紹介します。

### 木造住宅耐震診断員派遣事業

◎建築基準法改正の昭和56年5月31日以前に建築された建築物は、大地震等への耐震性能が不足している可能性があります。

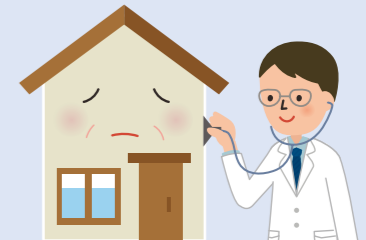
◎2階建て以下の木造住宅の耐震診断を実施したい場合、市から無料で耐震診断員を派遣します。

※対象となる住宅には工法や構造などによる一定の要件があります。まずは下記の担当課へご相談ください。

【問合せ】さいたま市 建設局 建築部 建築総務課

TEL:048-829-1539 FAX:048-829-1982

URL:<https://www.city.saitama.jp/001/007/002/p008395.html>



### 既存建築物耐震補強等助成事業

◎昭和56年5月31日以前に建築された戸建て住宅・共同住宅等の耐震診断にかかる費用の一部を助成します。

(診断の結果)

⇒「安全な構造ではない」と判定された住宅の耐震補強工事に要する費用の一部を助成します。

※対象となる住宅には工法や構造などによる一定の要件がありますので、下記の担当課へご相談ください。

(診断の結果)

⇒「倒壊の可能性が高い」と判定された住宅の建替え工事に要する費用の一部を助成します。

※対象となる住宅には工法や構造などによる一定の要件がありますので、下記の担当課へご相談ください。

【問合せ】戸建て住宅の耐震診断・耐震補強工事

《西・北・大宮・見沼・岩槻区について》

さいたま市 建設局 北部建設事務所 建築指導課

TEL:048-646-3235 FAX:048-646-3268

《中央・桜・浦和・南・緑区について》

さいたま市 建設局 南部建設事務所 建築指導課

TEL:048-840-6236 FAX:048-840-6267

【問合せ】共同住宅等の耐震診断・耐震補強工事と住宅の建替え工事

さいたま市 建設局 建築部 建築総務課

TEL:048-829-1539 FAX:048-829-1982

URL:<https://www.city.saitama.jp/001/007/002/p002601.html>



## ブロック塀が倒壊するのを防ぎたい

地震などの災害時には、ブロック塀が倒れて道を塞いだり、避難する人に倒れて負傷させたりと、避難時に危険が生じる可能性があります。

これらを未然に防止するためにも、本市では下記制度がご活用いただけます。

### 既存ブロック塀等改善事業



◎地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害の防止と避難経路確保のため、危険なブロック塀の撤去や軽量フェンス等への建替えにかかる費用の一部を助成します。

※「狭あい道路拡幅整備事業」や「生け垣助成制度」と併せて助成を受けることも可能です。

※申請にあたって、市の担当課が現地を確認する必要があります。申請書提出の前に、まずは一度、下記の担当課へご相談ください。

【問合せ】西・北・大宮・見沼・岩槻区については  
さいたま市 建設局 北部建設事務所 建築指導課  
TEL:048-646-3235 FAX:048-646-3268

中央・桜・浦和・南・緑区については  
さいたま市 建設局 南部建設事務所 建築指導課  
TEL:048-840-6236 FAX:048-840-6267

URL:<https://www.city.saitama.jp/001/007/002/p063311.html>

## ブロック塀を生け垣に替えたい

安全性を確保しながら災害時にも役立つものとして生け垣があります。

生け垣は、視覚的に心に潤いや安らぎをもたらすとともに、緑化による空気清浄の効果も見込まれます。

また、地震発生時には、ブロック塀のように倒壊することもなく、火災の延焼防止軽減にも役立ちます。

### 生け垣助成制度



◎道路に面した宅地に新しく生け垣を作る方に、生け垣の設置にかかる費用の一部を助成します。

◎生け垣の設置に伴いブロック塀を撤去する場合は、その取り壊しにかかる費用の一部も助成します。

※助成には要件がありますので、着工前に、まずは一度、下記の窓口へご相談ください。

【問合せ】公益財団法人さいたま市公園緑地協会  
TEL:048-836-5678 FAX:048-836-5200

URL:<https://www.sgp.or.jp/midori-fuyasou>



## 家の前の道路を広げたい

道路が狭いと、有効な避難ができなかったり、緊急車両が入れずに、火災が拡大し、人命救助にも時間がかかるなどの危険性があります。

また、平常時でも歩行者や車両との事故が起こる可能性もあります。

道路拡幅には下記の2制度があります。

### 狭あい道路拡幅整備事業



◎建築基準法第42条第2項道路に接する敷地に建物を建てる場合には、元の道路の中心から2メートル後退する必要があります。

その後退部分の土地をさいたま市に寄附していただく場合には、測量や分筆登記に要した費用の一部を助成します。

※助成には要件がありますので、申請前にまずは一度、下記の担当課へご相談ください。

【問合せ】西・北・大宮・見沼・岩槻区については  
さいたま市 建設局 北部建設事務所 建築指導課  
TEL:048-646-3237 FAX:048-646-3268

中央・桜・浦和・南・緑区については  
さいたま市 建設局 南部建設事務所 建築指導課  
TEL:048-840-6237 FAX:048-840-6267

URL:<https://www.city.saitama.jp/001/010/001/p001922.html>

### 暮らしの道路整備事業



◎幅員が4メートル未満の市が管理する道路について、建築には関係なく、交差点から他の交差点まで、または交差点から行き止まりとなる地点を一路線とし、地元の皆様とさいたま市が協力して、拡幅整備を進めていく制度です。

道路後退用地が市に寄附されてから、道路整備(工事)を行います。整備後は、市が道路を管理します。

※申請にあたり、市の担当課が現地を確認する必要があります。申請書提出の前に、まずは一度、下記の担当課へご相談ください。

【問合せ】  
西・北・大宮・見沼・岩槻区については  
さいたま市 建設局 北部建設事務所 道路安全対策課  
TEL:048-646-3206 FAX:048-646-3265

中央・桜・浦和・南・緑区については  
さいたま市 建設局 南部建設事務所 道路安全対策課  
TEL:048-840-6206 FAX:048-840-6266

URL:<https://www.city.saitama.jp/001/010/018/007/006/001/p001986.html>



## 自分たちのまちについて話し合いたい

まちづくりを進めていくためには、地域の皆さんと話し合ってまちを考えていくことが大切です。話し合いなどの活動を進める上でご活用いただける制度として、専門家からアドバイスを受けることや、活動費用の一部補助を受けることができます。

### まちづくり専門家派遣制度



- ◎「自主的なまちづくり活動を始めたいが、何から始めたらいいのか分からない」「どんなまちづくり制度・手法があるのか分からない」「どうやって仲間を増やし、組織化したらよいか分からない」「まちの課題に対して、どうまちづくりを進めたらいいか分からない」などの疑問をお持ちの方々に対し、まちづくり専門家を派遣し、講義や指導、助言を行います。
- ◎自主的なまちづくり活動を行うグループに対して、まちづくりに関する専門家を派遣する制度です。



**【問合せ】**  
さいたま市 都市局 まちづくり推進部  
まちづくり総務課  
TEL:048-829-1444 FAX:048-829-1976

URL:<https://www.city.saitama.jp/001/010/010/004/p005544.html>

### まちづくり支援補助金交付制度



- ◎市街地の計画的な整備又は地域における良好な環境及び地域の価値の維持向上を推進する自主的なまちづくり団体に対して、主にまちづくりの研究・検討段階の活動を支援しています。
- ◎集会や勉強会の開催、広報紙の発行、基本計画や事業計画の作成などに必要となる費用の一部を助成する制度です。



**【問合せ】**  
さいたま市 都市局 まちづくり推進部  
まちづくり総務課  
TEL:048-829-1444 FAX:048-829-1976

URL:<https://www.city.saitama.jp/001/010/010/004/p005542.html>

## みどりの多いまちにしたい

植物による緑化は、良好な景観を生み出すとともに、外気温のコントロールや大気汚染の緩和にも効果があるとされています。本市にはみどりあふれるまちへの助成制度があります。

### みどりの街並みづくり助成制度



- ◎建築物の屋上や壁面、沿道の新たな緑化に取り組まれる方に対して、緑化にかかる費用の一部を助成します。
- ※助成には要件がありますので、まずは下記の担当課へご相談ください。

**【問合せ】**さいたま市 都市局 みどり公園推進部 みどり推進課  
TEL:048-829-1423 FAX:048-829-1979

URL:<https://www.city.saitama.jp/001/010/019/002/p069553.html>

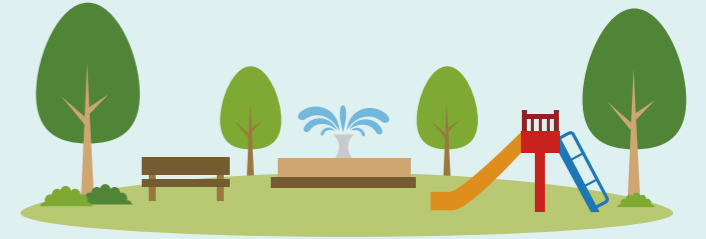


## こどもたちが遊べる場所をつくりたい

お住まいの地域や所有している土地に、未使用の土地はありませんか。土地をこどもたちが遊べる広場や施設に整備することで、こどもたちの笑顔につながり、まちを元気にします。

### 民間児童遊園地等補助金

- ◎児童遊園地及び広場の設置や施設整備、又は管理運営に関する事業に対して、補助金を交付します。ただし、一定の規模以上の面積を有することや、周辺に都市公園がないことなどの条件があります。



**【問合せ】**さいたま市 都市局 みどり公園推進部 都市公園課  
TEL:048-829-1421 FAX:048-829-1979

## 防災を意識したまちにしたい

災害時と平常時の防災活動に取り組んでみませんか。自主防災組織の活動に対して市から費用助成を受けることができます。

### 自主防災組織補助金



- 自主防災組織育成補助金
- ◎市民の自主的な防災意識の高揚及び普及を図るとともに、自主防災組織の結成促進・育成強化するため、自主防災組織の活動に必要な資機材の購入及び防災対策用指定井戸の水質検査にかかる費用の一部を助成します。
- 自主防災組織運営補助金
- 自主防災組織防災訓練補助金



**【問合せ】**さいたま市 総務局 危機管理部 防災課  
TEL:048-829-1126 FAX:048-829-1978

URL:<https://www.city.saitama.jp/001/011/015/004/003/p000039.html>